講習案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意したうえで申請してください。
受講申請された方は、講習案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなします。

令和 7 年度 消防設備士法定講習案内

一般社団法人秋田県消防設備協会

消防法第17条の10の規定による消防設備士免状取得者に対する、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を、秋田県から委託を受けて次のとおり実施いたします。

1. 受講対象者

（1） 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の方
（2） 前回の講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の方
（3） 上記（1）（2）以外の方で受講義務のある方（ご自身でよく確認してください。）
※ 講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、最初の免状交付が基準となります。

2. 講習区分・講習日及び会場 (対面講習)

講習区分	講 習 日	対象となる免状の種類	会　場
消火設備	**9月2日（火）**	甲・乙種 1類・2類・3類	秋田市中通6丁目7−36 フォーラムアキタ (秋田県労働会館) 3階
警報設備	**9月3日（水）** **9月4日（木）** ＊いずれか希望する1日	甲・乙種 4類・乙種 7類	
避難設備 ・消火器	**9月10日（水）** **9月11日（木）** ＊いずれか希望する1日	甲・乙種 5類・乙種 6類	

<u>※受講申請受付後の講習日変更は、できませんのでご注意ください。</u>
希望する日が定員になり次第、空いている日に変更となりますので、ご了承願います。
(例年、いずれか希望する1日とある場合、初日に集中します。)

3. 講習科目及び講習時間

講 習 科 目 等	講習時間等
受　付（**受講票と消防設備士免状の提出**）	8:45 ～ 9:00
オリエンテーション	9:00 ～ 9:10
（1） 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	9:10 ～ 11:40
昼食休憩（**講習科目一部免除者受付 12:10～12:25**）	11:40 ～ 12:30
（2） 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	12:30 ～ 16:30
（3） 効果測定（テキスト参照可）・免状交付等	16:30 ～ 17:00

4. 講習科目の一部免除（6ヶ月以内に消防設備士法定講習を受講した場合のみ該当）

今回の講習で、2区分以上の講習を受講される方については、2区分目以降の、前記3に掲載の講習科目等（1）が免除されます。希望する方は、受講申請書に必要事項を記入してください。ただし、講習の最後に行う効果測定は一部免除されません。

5. 受講申請手続（講習会場で受講する【対面講習】場合に手続きしてください。）

※ 消防設備士オンライン講習は、（一財）日本消防設備安全センターのホームページから手続きをお願い致します。（対面講習と手続きが異なります。）

（1） 受付期間　令和7年7月15日（火）～7月25日（金）　**※期間厳守7/25必着**

この期間前後の受付は致しません。

郵便物の配達日数を考慮願います。
通常は3日以上を要します。

（2） 受付方法　**郵送のみ**（信書はメール便等では不可）

不着によるトラブルを避けるため、特定記録郵便または簡易書留等のご利用をお勧めします。
（普通郵便で送付された場合の郵便事故による紛失等の責任は負えません。）

＊ 複数受講する場合、事業所内で複数人受講する場合は一通の封筒にまとめてお送りください。

（3） 郵 送 先　〒010−0001 秋田市中通六丁目7番9号 秋田県畜産会館3階
一般社団法人秋田県消防設備協会 宛

6. 提出書類 （講習会場で受講する場合）

（1） **受講申請書 1 枚（写真貼付：**普通紙にカラーコピーしたものは受付できません。）

・ 写真は受講申請書提出前6ヶ月以内に撮影した**縦4cm横3cm**、正面上三分身像、無帽、無背景とし、印画紙を使用したものを写真貼付欄に貼ってください。（消防庁告示）

・ **消防設備士免状の写し（表面・裏面）等倍**を受講申請書・消防設備士免状の写し貼付欄に必ず貼付してください。（**四隅**をしっかり糊づけして、乾いてから送ってください。）
（免状写真の書換期限が過ぎている場合は、書換をしてから申請してください。）

（2） **受講票 1 枚**

郵便番号・住所・氏名（裏面も）記入し、**85円分の切手**を必ず貼付してください。
受講票は、申請書類の受理後に、受講番号・講習日等を付記して受講申請者に**8月中旬頃**に発送予定です。
受講日の5日前になっても受講票が届かない場合は、必ず電話でお問い合わせください。

7. 受講申請手数料　7,000円分の秋田県収入証紙（非課税）

受講申請書下部の【秋田県収入証紙貼付欄】に**重ならないよう**に貼付してください。
（枚数が多い場合、貼付欄から多少はみ出しても可）
収入印紙ではありません、割印等はしないでください。
破損等のある秋田県収入証紙では受付できません。

◎ 秋田県収入証紙の販売先は、秋田県のホームページ【証紙売りさばき場所】でご確認ください。
当協会では、取り扱いしておりません。

8.受講申請手続に関する注意事項

（1）**『受講申請書』**は講習区分ごとに1枚ずつ提出してください。

＊ 例えば、消火設備と警報設備を受講する場合、受講申請書2枚（各写真・各免状写し貼付）・受講申請手数料7,000円分の秋田県収入証紙 2口（7,000円分×2口）となります。

（『受講票』は、複数の区分を受講する場合でも1枚 ）

（2）各用紙に必要事項を手書きする場合は、**黒ペン**でご記入してください。(鉛筆等は不可)

（3）受講区分1カ所だけに☑してください。（警報設備、避難設備・消火器は、希望日を☑してください。）

（4）消防設備士**免状番号12桁**（免状写真下の番号）を正確にご記入ください。

（5）受領した受講申請書および受講申請手数料は、**理由如何にかかわらず返却できません。**

（＊受付期間終了後、即受託先へ申請書類を提出するため）

9.その他

（1）講習テキストは、講習当日配布します。

（2）**写真の期限（10年）が過ぎている方、黒い手帳型、免状を紛失した方**は、一般財団法人消防試験研究センター秋田県支部（☎018−836−5673）で、書換・再交付を受けてから受講申請手続をしてください。(講習受付期間に間に合うよう早めに手続きしてください。)

（3）講習修了証は、消防設備士免状への修了証明の記載をもって交付としますので、講習日当日に**必ず消防設備士免状と受講票**を持参し、受付に提出してください。

（4）遅刻・途中退席者は、講習修了者として認めません。

（5）講義中の携帯電話・スマートフォンやパソコン等電子機器の使用、テキスト以外の本や雑誌の読書及び居眠り等の迷惑行為を行った場合は、講習修了者として認められない場合があります。

（6）講習の最後には、効果測定を行いますので、筆記用具を必ず持参してください。

（7）受講申請書の記載事項については、消防設備士法定講習における名簿の作成及び講習履歴のデータ作成にのみ使用します。

（8）不足分の書類については、当協会のホームページから、ダウンロードしてください。

https://www.syoubounet.jp/akita/　　■**講習案内 ・法令等に基づく各講習**

＊申請書と受講票は別シートになっていますので、それぞれダウンロードしてください。

（9）駐車場は各自で対応いただくか、公共の交通機関をご利用ください。

（10）空調の温度については、各自の体感温度が異なりますので、調節できる服装で受講してください。

（11）災害や気象状況の悪化等により、講習を延期または中止する場合があります。

（12）発熱・咳等の症状がある場合は、受講をお控えいただきますようお願い致します。

＊ ご不明な点は、一般社団法人秋田県消防設備協会（☎018−835−5880）へお問い合わせください。

消防設備士オンライン講習の問い合わせは、（一財）日本消防設備安全センター（☎03-4335-7281）へ直接お願い致します。

(当協会では消防設備士オンライン講習に関する問い合わせには応じかねます。)

なお、上記消防設備士オンライン講習を受講した場合、5年後の講習案内は当協会から発送されませんので、ご了承ください。